

国立市エコショップ制度について



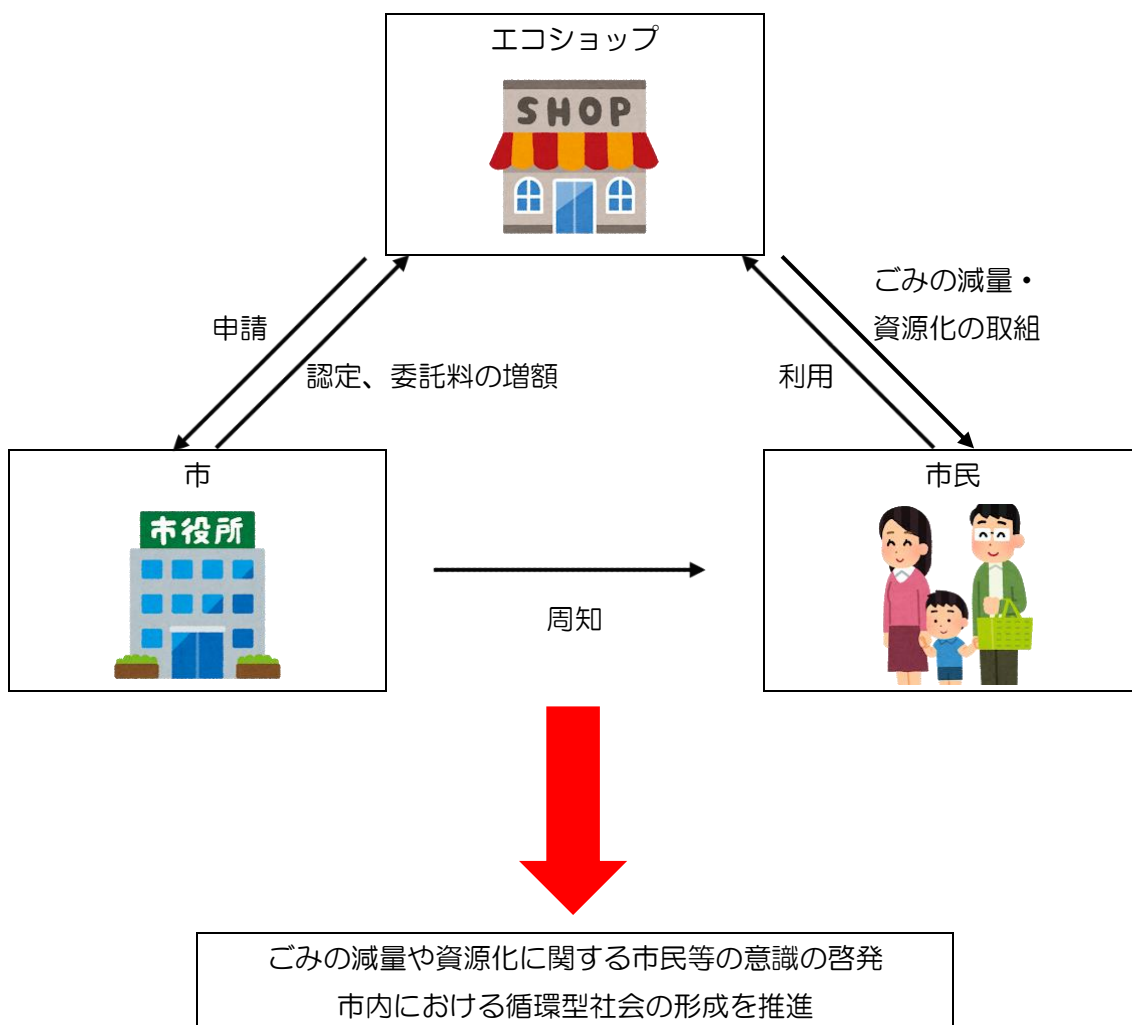
国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係

令和5年12月

○ 制度の概要

この制度は、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店舗等を「国立市エコショップ」として認定することにより、ごみの減量や資源化に関する市民等の意識を啓発するとともに、市内における循環型社会の形成を推進することを目的としています。

具体的には、エコショップには店頭回収や食品ロスの削減等に取り組んでいただき、市は市報等による周知や有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料の増額等の支援をします。



○ エコショップの対象

エコショップの認定を受けることができる小売店舗等は、市内において営業している小売店舗等であって、下表に定める認定要件のうち満たす項目の点数の合計が8点以上であるものとします。

※赤字が従来からの変更点（令和5年12月1日以降）

【認定要件表】

		項目	点数
店頭回収について	1	紙パックを回収している。	2
	2	食品トレイを回収している。	2
	3	ペットボトルを回収している。	2
	4	ペットボトルキャップを回収している。	1
	5	ビンを回収している。	2
	6	カンを回収している。	2
	7	たまごパックを回収している。	2
	8	ボタン電池・小型充電式電池を回収している。	2
	9	インクカートリッジを回収している。	2
	10	上記1から9に掲げるもののほか、店頭回収しているものがある。	1品目につき 2
食品ロス削減について	11	見切品・規格外品を販売している。	2
	12	フードドライブ（家庭等で余剰となった食品等を持ち寄り、地域の福祉団体等に寄贈する活動をいう。）を実施している。	2
	13	購入する食品を陳列棚の手前から取ることを推奨している。	2
	14	国立産の農林水産物を販売している。	2
	15	食べ残しを減らす取組をしている。	2
	16	消費者向けに食品ロス削減に関する啓発（店舗内ポスター掲示、ホームページ又はSNSでのPR等）を実施している。	2
	17	上記11から16までに掲げるもののほか、食品ロス削減（小売店又は飲食店のタイムセール、ポイント付与等）に関する取組をしている。	2

ごみの減量等 について	18	商品のバラ売り、量り売りをしている。	2
	19	リサイクル製品・詰替商品等を販売している。	2
	20	生ごみ処理機・堆肥化容器を販売している。	2
	21	使い捨てのプラスチック製品（ストロー、スプーン等）の使用を減らしている。	1
	22	簡易包装をしている。	1
	23	再利用が可能なびん、詰替商品等を販売している。	1
	24	上記18から23までに掲げるもののほか、ごみの減量、分別及び資源化に関する取組をしている。	2
その他	25	国立市有料ごみ処理袋の取り扱いをしている	4
	26	国立市事業者向け SDGs 宣言制度実施要領に基づき、宣言証の交付を受けた事業者である。	3
	27	買物袋の持参を奨励している	1
	28	環境に配慮した製品の購入・使用・販売をしている。	1
	29	リペア（物の修理、修繕）を行っている。	2
	30	上記1から29までに掲げるもののほか、ごみの減量、資源化等に特に貢献すると市長が認める活動をしている。	1

○ エコショップの申請と認定

エコショップの認定を受けようとする小売店舗等は、国立市エコショップ認定申請書を提出してください。申請は随時受け付けしています。

申請があったときは、その内容を審査（現地調査）し、エコショップとして認定するときは、国立市エコショップ認定証に標示板を添えて交付します。

認定を受けたエコショップは、交付された標示板を消費者の見やすい場所に掲示してください。

1. 国立市エコショップ認定店のみ （従来）	2. 国立市エコショップ認定店 ＋国立市事業者向け SDGs 宣言制度 （一体型）
	

○ エコショップの支援

エコショップについて、市報・HP等により利用の推奨や取り組みの内容の周知に努めます。

また、原則として認定日の翌月分から有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料を10％に増額します。

【1箱当たりの家庭系可燃ごみ用有料ごみ処理袋の委託料】

	手数料	委託料（8％）	委託料（10％）	差額
小	3,000 円	264 円	330 円	+66 円
中	6,000 円	528 円	660 円	+132 円
大	12,000 円	1,056 円	1,320 円	+264 円
特大	24,000 円	2,112 円	2,640 円	+528 円

※ 消費税 10％で計算

○ エコショップの認定の取消し

エコショップについて、要件に適合しないと認めるときやエコショップとして適切でない行為があったと認めるときは、エコショップの認定を取り消します。

エコショップの認定を取り消すときは、国立市エコショップ認定取消通知書により通知します。

また、原則として取消日の翌月分から有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料を8％に減額します。

○ 申請先・問い合わせ先

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係

電話：042-576-2119（直通）